

平成19年度届出外排出量の推計において見直しを行う部分の考え方について (案)

1. 法令の規定

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。)第9条に基づき、経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得つつ、対象事業者から届け出られた排出量以外の対象化学物質の環境への排出量(以下「届出外排出量」という。)を経済産業省令・環境省令(「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」(以下「省令」という。))で定める事項ごとに算出(=推計)し、届け出られた排出量の集計結果とあわせて公表することとされている。

省令で定める事項については、

- ① 対象業種を営む事業者からの排出量のうち従業員数、取扱量などの一定の要件を満たさないため届出がなされないもの
- ② 対象業種以外の業種(以下「非対象業種」という。)のみを営む事業者からの排出量
- ③ 家庭からの排出量
- ④ 移動体からの排出量

と規定されているところである。(「集計の対象となる排出量の構成(イメージ図)」(2頁)参照)

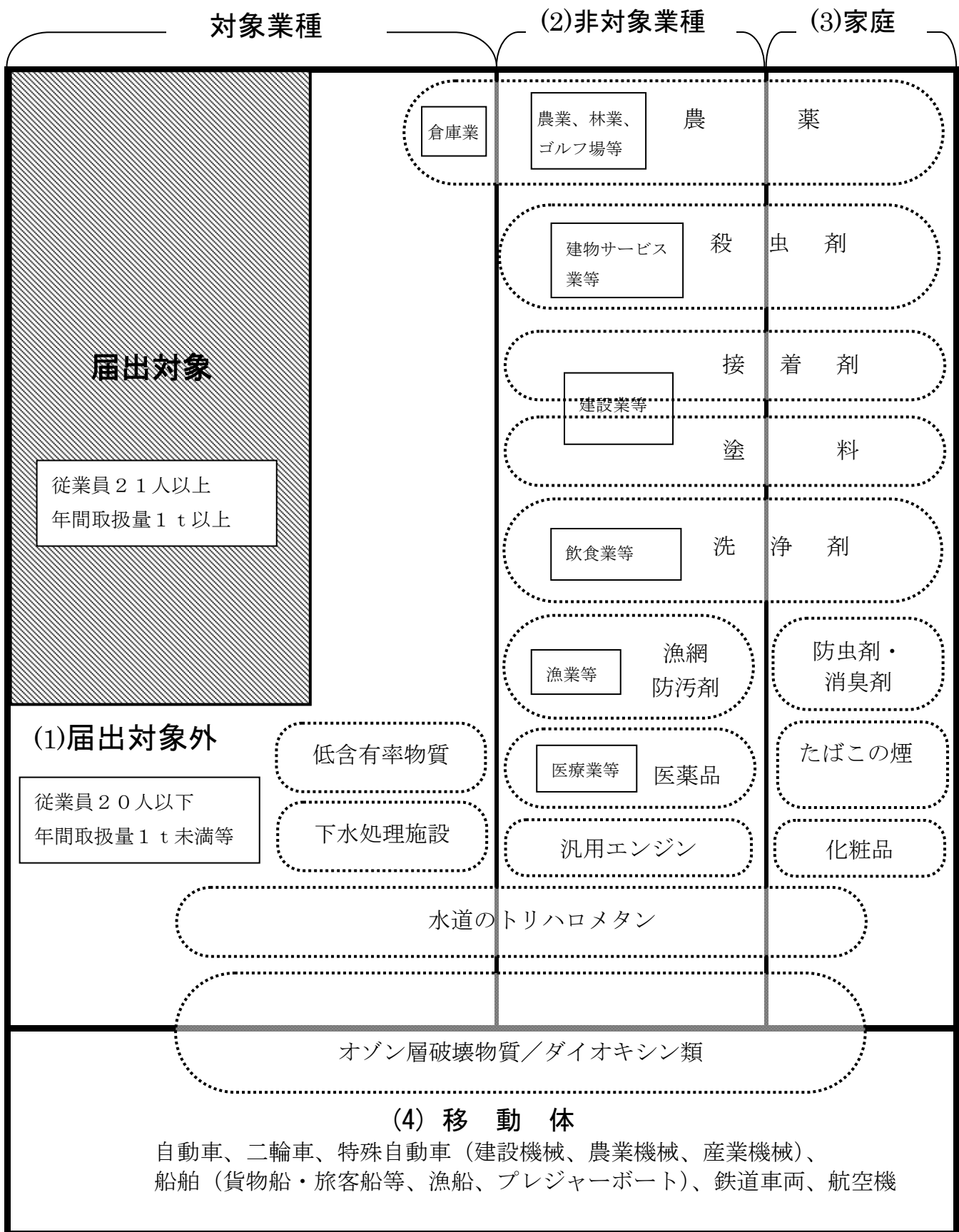
2. 基本的な考え方

中央環境審議会環境保健部会及び産業構造審議会化学・バイオ部会リスク管理小委員会の審議(平成13年8月)においては、届出外排出量の算出について、「想定される主要な排出源からの排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行う」との基本的な考え方が示された。

この考え方に従い、省令で列記されている排出量の算出事項それぞれにつき、想定される主要な排出源からの対象化学物質の排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行うこととする。

なお、現時点では、確立された推計方法がほとんどなく、推計に必要な情報が十分には得られない場合であっても、一定の信頼性が期待される場合には、その時点で得られた情報の範囲内で、推計可能な排出源及び対象化学物質について推計に向けた検討を行うとともに、毎年度、新たに得られた情報に基づき、排出係数などを含めた推計方法を見直し、推計精度の向上に努めることとする。

集計の対象となる排出量の構成（イメージ図）



※あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではない。

届出外排出量の推計の概要

推計対象／算出事項	(1)対象業種	(2)非対象業種	(3)家庭	(4)移動体	【資料】
すそ切り以下事業者※	○				参考1
農薬	○ 検疫用くん蒸剤	○ 農業、林業、ゴルフ場など	○ 家庭用		参考2
殺虫剤		○ 防疫用、シロアリ	○ 家庭用、不快害虫用、シロアリ		参考3
接着剤		○ 建築用、土木用 (合板からの二次排出を含む)	○ 家庭用(木工製品からの二次排出を含む)		参考4
塗料		○ 建築用、土木用	○ 家庭用		参考5
漁網防汚剤		○ 漁業、水産養殖業			参考6
医薬品(エチレンオキシド、ホルムアルデヒド)		○ 医療業、滅菌代行業			参考7
洗浄剤・化粧品等(界面活性剤、中和剤等)		○ 業務用、農業	○ 家庭用		参考8
防虫剤・消臭剤			○ 家庭用		参考9
汎用エンジン		○			参考10
たばこの煙			○ (ダイオキシン類は除く)		参考11
自動車				○ ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器	参考12
二輪車				○ ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス	参考13
特殊自動車				○ 建設機械、農業機械、産業機械	参考14
船舶				○ 貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート	参考15
鉄道車両				○ エンジン、ブレーキ等の摩耗	参考16
航空機				○ エンジン、補助動力装置	参考17
水道	○	○	○		参考18
オゾン層破壊物質	○ 洗濯業等	○ 業務用(冷蔵庫等)	○ 家庭用(冷蔵庫等)	○ カーエアコン	参考19
ダイオキシン類	○ 小規模事業者が有する廃棄物焼却炉等	○ 非対象業種の事業者の廃棄物焼却炉等、火葬場	○ たばこの煙	○ 自動車排出ガス	参考20
低含有率物質	○				参考21
下水処理施設	○				参考22

※「すそ切り以下事業者」とは、対象業種に属するが届出対象とならない事業所からの排出量のうち、「農薬」、「水道」、「オゾン層破壊物質」、「ダイオキシン類」、「低含有率物質」及び「下水処理施設」に含まれないものを指す

3. これまでの取組

経済産業省及び環境省は、平成9年度以降、P R T Rパイロット事業の一環として試行的な推計作業を実施するとともに、有識者から構成される「すそ切り以下事業者排出量推計手法検討会」（委員長：亀屋隆志 横浜国立大学准教授）及び「P R T R非点源排出量推計方法検討会」（座長：岡田光正 広島大学副学長）での検討などにより、推計のベースとなる基礎データの収集や推計手法の開発など各種の調査研究を行ってきたところである。

今年度は、昨年度に実施した平成18年度届出外排出量の推計作業以降に得られた最新の知見を利用しつつ、検討会等において推計方法の見直しと推計精度の向上について、引き続き検討を行ったところである。

4. 各事項の推計方法の概略

これまでの取組の成果を踏まえて検討した平成18年度届出外排出量の推計方法の概略については以下のとおりである。

(1)～(4) 省略

(5) その他

①～⑤ 省略

⑥下水処理施設に係る排出【参考22】

- ・下水処理施設が設置されている事業所からのP R T R制度に基づく届出については、化管法施行規則第4条第1号ニにより、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量を届け出ることとされている。これらの届出されている対象物質の排出量以外に下水処理施設から排出されるものを推計対象とする。
- ・具体的には、下水処理施設に流入する対象物質の量を把握し、下水処理工程における除去や分解を経た各媒体への移行率を設定したうえで、これらに乗じることにより下水処理施設からの排出量を推計する。

5. 推計方法の見直し等について

有用なデータ・ソースや優れた推計方法があれば、積極的に取り入れるとともに、今後とも引き続き関係機関や業界団体などの協力を得つつデータの収集・更新を行い、可能な限り推計方法を改善していく。

具体的には、届出外排出量の推計の基礎としている各種統計資料、アンケート結果資料などを定期的に更新するとともに、排出係数などについては、実測データ、文献値などの収集を進め、適宜見直しを行うことにより、一層の精緻化を図る。また、推計対象としていない排出源についても情報の収集を進め、信頼できる情報が得られ次第、可能な限り推計の対象に加えていくものとする。

さらに、推計対象とした排出源の種類により推計精度に差があると考えられるため、それぞれの推計精度を評価する手法を将来的に検討する。